

# 「家族信託」 料金表

2018年8月8日 作成

2021年1月2日 改訂

行政書士事務所カーズ

行政書士事務所カーズで家族信託制度を利用する場合には、以下の費用が必要になります。

これはあくまで概算であり、個別のご相談要件により、また担当する専門家の関与によっても価格が変動しますことを予めご承知おきください。

おおよその目安として、お客さまの固定資産評価額合計の1.2%～2.0%がご請求金額（概算）とお考えください。

正式なお見積りはお客さまへのコンサルティング後にお見積書として発行いたします。

## 一般に必要な主な費用

- ①最適な家族信託に仕組みを設計するコンサルティング報酬
- ②コンサルティングを基に作成する信託契約公正証書作成報酬
- ③信託契約公正証書を作成するための公証役場の手数料実費
- ④銀行による信託口座開設手数料
- ⑤不動産登記による提携先司法書士事務所への登記手続き報酬
- ⑥弊社が信託監督人または受益者代理人となった場合の月額報酬

信託銀行などに預ける商事信託とは異なり、受託者への信託報酬や信託設定手数料などは原則発生しません。

以下に各報酬額と費用の一覧をお知らせします。

1. 信託コンサルティング + 信託契約書（公正証書作成前）作成報酬額

信託財産の評価額（参考：固定資産評価額）	報酬額（税別）
3,000万円未満	35万円
3,000万円以上～1億円未満	1,000万円ごと6万円加算
1億円以上～10億円未満	1億円ごと15万円加算
10億円以上	200万円+個別設定

（参考価格です）

コンサルティング時点で手付金として50,000円（税別）を頂戴致します。ただし、最終報酬額をお支払いいただく場合に上記費用を総額から差し引かせていただきます。

コンサルティング時点（着手した場合を含む）で契約を取り消される場合は、コンサルティング費用として75,000円（税別）を徴収いたします。

2. 信託契約公正証書を作成するための公証役場の手数料実費

①契約や法律行為に係わる証書作成の手数料は、原則として、その目的価額により定められています。（手数料令9条）

目的価額というのは、その行為によって得られる一方の利益、相手からみれば、その行為により負担する不利益ないし義務を金銭で評価したものです。目的価額は、公証人が証書の作成に着手した時を基準として算定します。

【法律行為に係わる証書作成の手数料】

目的の価額	手数料
100万円以下	5,000円
100万円を超え200万円以下	7,000円

200万円を超え500万円以下	11,000円
500万円を超え1000万円以下	17,000円
1000万円を超え3000万円以下	23,000円
3000万円を超え5000万円以下	29,000円
5000万円を超え1億円以下	43,000円

1億円を超え3億円以下	43,000円に、5,000万円までごとに13,000円を加算
3億円を超え10億円以下	95,000円に5,000万円までごとに11,000円を加算
10億円を超える場合	249,000円に、5,000万円までごとに8,000円を加算

日本公証人連合会ホームページより

②贈与契約のように、当事者の一方だけが義務を負う場合は、その価額目的が価額になりますが、交換契約のように、双方が義務を負う場合は、双方が負担する価額の合計額が目的価額となります。

③数個の法律行為が1通の証書に記載されている場合には、それぞれの法律行為ごとに、別々に手数料を計算し、その合計額がその証書の手数料となります。法律行為に主従の関係があるとき、例えば、金銭の貸借契約とその保証契約が同一証書に記載されるときは、従たる法律行為である保証契約は、計算の対象には含まれません。(手数料令23条)

④任意後見契約のように、目的価額を算定することができないときは、例外的な場合を除いて、500万円とみなされます。(手数料令16条)

⑤証書の枚数による手数料の加算

法律行為に係る証書の作成についての手数料については、証書の枚数が法務省令

で定める枚数の計算方法により4枚(法務省令で定める横書の証書にあっては、3枚)を超えるときは、超える1枚ごとに250円が加算されます。(手数料令25条)

⑥手数料のお支払いは直接公証役場にお支払いいただきます。

### 3. 銀行による信託口座開設手数料

信託口座を開設する場合、口座開設手数料が発生します。手数料については、公正証書手数料同様に直接銀行にお支払いいただきます。

### 4. 不動産登記による提携先司法書士事務所への登記手続報酬(不動産所有の場合)

登記手続きの内容、コンサルティング内容等によって決定します。

別途、司法書士事務所からお見積りが発行されます。

### 5. 信託監督人または受益者代理人に就任した場合

任意後見制度に伴う後見監督人報酬の考え方を準用し、本人の資力や実際に行った監督業務内容などを総合的に判断し、一般的に月額10,000円~20,000円を徴収いたします。

以 上